

原発事故による避難者の支援の見直しについて

1. 対象者の見直し

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた者を対象に追加する。

《出口料金所で提示が必要な書面》

- ①特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
- ②本人確認ができる書面

運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの

※書面は原本の提示が必要です（コピー不可）

2. 対象インターチェンジの見直し

仮移転している町村役場の最寄りの下記インターチェンジを対象に追加する。

路線名	追加対象インターチェンジ
東北自動車道	郡山、郡山南、加須 ^{かぞ} (※)
常磐自動車道	いわき湯本、桜土浦 ^(※)
磐越自動車道	会津若松

(※) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。